兵庫県西播磨総合庁舎ほか１５庁舎の電力調達に係る仕様書

１　対象建物及び需要場所

（１）対象建物　　別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

（２）需要場所　　別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

２　業種及び用途　　別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

３　仕　様

（１）電気供給方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等

ア　電気供給方式
イ　標準電圧（常時電力）
ウ　計量電圧（常時電力）
エ　標準周波数
オ　受電方式
カ　蓄熱設備
キ　自家発電設備

} 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

（２）契約電力及び予定使用電力量

ア　契約電力　（契約上使用できる電気の最大電力をいい、３０分最大需要電力計により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。）
イ　予定使用電力量

} 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

（３）契約使用期間

別紙「対象施設の情報一覧」に記載する契約使用期間における始期０時から終期２４時まで

（４）電力量の検針

ア　自動検針装置
イ　計量器の仕様

（５）需給地点

（６）電気工作物の財産分界点

（７）保安上の責任分界点

} 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

（８）単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　契約電力及び最大需用電力の単位は、１キロワットとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

イ　使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

ウ　力率の単位は、１パーセントとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

エ　料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は切り捨てる。

（９）その他

ア　力率は、契約期間中は１００％を保持する予定。

イ　「兵庫県の電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、環境に配慮した電気調達契約を締結するため、評価項目の合計点数が７０点以上となり、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」附則第４条の規定による廃止前の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」第８条第１項に規定する国からの勧告を受けないよう努めること。

ウ　力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める電気供給条件（ただし、燃料費調整額、市場価格調整額の算定方法においては入札時の電気供給条件によるものとする）又は、託送供給等約款による。

エ　入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、市場価格調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

オ　入札価格の算定にあたっては、消費税率１０パーセントを前提とした単価を用いることとし、消費税率引き上げに伴う単価変更については、落札者と別途協議の上決定する。

カ　料金の請求は対象施設一括ではなく、施設ごとに分けて行うこと。（請求書の送付先は別途指定する。）

キ　この仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上決定とする。

（１０）柏原総合庁舎本館改修工事について

対象施設の１つである柏原総合庁舎について、令和９年１月から１２月頃にかけて本館改修工事を予定しており、工事中は本館で電気を使用しないため、令和９年４月から１２月の最大電力及び使用電力量は減少する見込みとなっております。

※本館のみの使用電力量は測定できないため、減少見込みとしております。

※別紙「対象施設の情報一覧」の「２　契約電力及び最大電力」及び「３　予定使用電力量」における柏原総合庁舎の４月から３月の数値は本館でも電気を使用した場合の数値となっております。（ただし、４月から８月、１２月から３月分は保健所棟を除く数値）